

令和 7 年 7 月 14 日

薬剤師 各位

公益社団法人 高知県薬剤師会
会長 西森 康夫

「認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ」
第 71 回 薬学教育者ワークショップ 中国・四国 in 岡山」の参加希望について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り誠に有難うございます。

さて、令和 7 年 9 月 14 日（日）・15 日（祝・月）に就実大学で開催される「認定実務実習指導薬剤師養成のためのWS（参加費 20,000 円）」につきまして参加希望者を募ります。

参加を希望する方は、下記の内容を確認のうえ、別紙 参加申込書に必要事項を記入し高知県薬剤師会事務局まで F A X 若しくはメールにてお申込みください。

記

※ 高知県に割り当てられた**参加者枠（今年度は 2 名）**に限りがあること等、希望されましても必ず参加していただけるとは限りませんので、予めご了承ください。

※ WSに参加し、実務実習指導薬剤師の認定を受けた後、薬学生実習受入についてご協力いただけないケースが報告されています。参加を希望される方は、受講後速やかに認定実務実習指導薬剤師の登録を行い、来年度以降の薬学生実習受入れ施設としてご協力いただくことが前提となります。

※県薬会員の特典

- ・ 参加費：8,500 円（調整機関による割引と高知県薬剤師会からの補助による）
- ・ 旅 費：高知県薬剤師会の規定により一部補助します（事務局にてご確認ください）
注）移動および宿泊に係るキャンセル料等は参加者負担となります

【WS 参加要件】

- ・ 薬剤師実務経験 5 年以上を満たしていること。但し、財団法人日本薬剤師研修センターの認定薬剤師、医療薬学系大学院修士課程修了者は実務経験が 3 年以上と条件が緩和されています。この実務経験年数は原則として応募の時点で満たしていることとされています。
- ・ 認定実務実習指導薬剤師養成講習会（DVD）講座①・②・③を受講していること。

【受入薬局要件】

- ・ 保険薬局の指定を受けていること。
- ・ 一般用医薬品、医療機器を含む医療関連用品の販売を行っていること。
- ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導届出薬局であること。
- ・ 麻薬小売業免許を有すること。
- ・ 薬剤師賠償責任保険に加入していること。
- ・ 認定実務実習指導薬剤師が勤務していること。

【申込み先（高知県薬剤師会事務局 担当：長崎）】

F A X：（0 8 8）8 2 2－8 7 3 4 若しくは メール：info@kochi-kenyaku.or.jp

※ 7 月 19 日（金）17：00 までにお申込みください